

# 情報開示規程

## 第1章 目的

- 第1条 本規程は、本会議所における公益法人としての情報の透明性及び説明責任の重要性を考慮し情報を開示するに際して、その内容の取扱いに関する事項並びに会員及び関係者個人情報保護に関する事項を定めたものである。

## 第2章 定義

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) ホームページとは、本会議所が定めるサーバー内にある本会議所のホームページをいう。
  - (2) 個人情報とは、会員及び関係者の住所・電話番号・生年月日・顔写真等の個人に関する情報をいう。ただし、公的立場にある者の肩書きと共に用いる氏名を除く。
  - (3) 会員とは、本会議所定款に定める会員をいう。

## 第3章 情報開示の対象

- 第3条 情報の開示にあたり、本会議所の有する既往7年間の全ての公式文書をその対象とする。
- 2 全ての情報とは、定款・各規程類・役員名簿（組織図）・会員名簿・事業計画・収支予算書・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録を基本とする。
- 第4条 本会議所専務理事が情報開示に速やかに対応できるよう、全ての公式文書を指定した場所に整理保管しなければならない。
- 第5条 個人情報は、原則として開示しない。ただし、専務理事が必要とした場合においては、本人の同意を前提として開示できる。
- 2 会員及び関係者個人を特定できる写真等は、本人の同意を前提として開示することができる。

## 第4章 情報の開示方法

- 第6条 情報の開示は、原則として本会議所のホームページ上で行うものとする。
- 2 ホームページ上に開示している情報以外の情報に関して第14条に定める開示請求があった場合は、専務理事の責任において印刷文書または、複写資料により情報開示することができる。なお、ホームページ上に開示する情報は、定款・各規程類・役員名簿（組織図）・会員名簿・事業計画・収支予算書・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録とする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、第7条に定める情報については、専務理事の責任において、その他の広報媒体を通じて開示することができる。
- 第7条 第3条の情報以外に必要な応じ執行部会の承認において、ホームページ上の除法を開示することができる。なお、開示にあたっては本会議所の品格・立場を辱めないよう考慮し、また、会員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。
- (1) 広く一般に対し本会議所の運動及び活動を浸透させるために発信する情報

- (2) 会員に対しその青年会議所運動の援助をするために発信する情報
- 第8条 情報開示にあたっては、情報開示を担当する委員会は執行部会の承認を得なければならない。ただし、理事長の責任によるものを除く。
- 第9条 本会議所のホームページに掲載された情報の著作権は、全て本会議所に属する。

## 第5章 責任及び責任範囲

- 第10条 専務理事は、本会議所の情報開示に際し、ホームページで開示された全ての情報及び情報開示請求にともなって開示された全ての情報について責任を負う。
- 2 理事会は、この規程に定めるもののほか、情報会に関する定めを規程する必要があるが生じた場合、別途規程・細則・ガイドライン等を定めることができる。
- 第11条 情報開示の適正運営を図るために、専務理事を情報開示責任者とする。
- 第12条 情報開示を担当する委員会は、会員の意見を取り入れながらホームページ上での情報開示の指揮を執るとともに、情報開示の請求があった場合、専務理事の承認の下、速やかに除法を開示しなければならない。
- 第13条 ホームページ上ですでに開示されている情報について、会員又は情報に関する関係者から修正・削除要求が出された場合、専務理事の承認の下、情報開示を担当する委員会は要求の部分を修正・削除しなければならない。

## 第6章 情報開示請求

- 第14条 情報開示を担当する委員会は、国内外問わず全ての人格からの情報開示請求に対し速やかにその求めに応じなければならない。
- 第15条 情報開示の窓口は、原則として本会議所事務局とする。
- 第16条 専務理事は、情報開示請求があった場合、その情報が会員又は関係者のプライバシーを侵害する恐れがある場合、理由を明示してその情報の全部又は一部を非開示とすることができる。
- 第17条 専務理事は、情報開示請求に関し、通信費等の必要な費用が生じた場合、情報開示請求者に対し、その費用を請求することができる。

## 第7章 法令遵守

- 第18条 本会議所は、個人情報の保護に関する法令に従ってプライバシーポリシーを定め、個人情報 の適正な取り扱いをしなければならない。
- 第19条 他の書物より文章・写真等を引用する場合は、出典元を明記しなければならない。

## 第8章 その他

- 第20条 理事長が緊急を要すると認める場合には、各条に定める執行部会・専務理事を理事長と読み替え処理することができる。